

公正取引委員会デジタル人材確保・育成計画

平成 28 年 8 月 31 日
平成 29 年 8 月 31 日改定
平成 30 年 8 月 31 日改定
令和元年 8 月 31 日改定
令和 2 年 8 月 31 日改定
令和 3 年 8 月 31 日改定
令和 4 年 8 月 31 日改定
令和 5 年 9 月 13 日改定
令和 6 年 9 月 24 日改定

最高情報セキュリティ責任者／情報化統括責任者

はじめに

本計画は、公正取引委員会で所管する情報システムにおいて、セキュリティ対策のため
の人材が必要であるとともに、システム管理や業務改革に関する知識・経験を有する人
材が必要であることを踏まえ、サイバーセキュリティ・情報化参事官の下、統括部局、一
定のシステム所管部局の体制を整備するとともに、あらゆる部局で、DX や業務改革 (BPR)、
データ利活用等を進めるために必要な人材を確保・育成していくため、以下のとおり「公
正取引委員会デジタル人材確保・育成計画」として策定する。

公正取引委員会では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、デジタル人材の
確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の改定を行い、別紙に
掲げる取組を行っていくこととする。

1. 体制の整備・人材の拡充

公正取引委員会では、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及
びこれらと一体となった業務改革等について、強力な体制を整備してきたところであ
る。引き続き、必要に応じてサイバーセキュリティ・情報化参事官の下、体制の強化の
ための機構・定員の要求等を行う。

また、経済のデジタル化の加速度的な進展に対応した競争政策の積極的な展開を図る
観点から、DX や BPR、データ利活用が有効と考えられるあらゆる部局において必要な人
材を活用できるよう、必要な機構・定員要求を行う。

さらに、それぞれの情報システムのプロジェクト管理を担当する情報システム室及び
審査局システム担当部署における人材の拡充並びに当該職員の能力の向上のために、内
閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）等への職員の出向、
職員に対する IT・セキュリティに関する研修の実施等を行う。

(1) IT・セキュリティに係る統括部局の体制の整備

公正取引委員会では、IT・セキュリティに係る統括部局の体制の整備として、必要に応じて官房総務課（統括部局兼基幹 LAN システム及び公正取引委員会ホームページシステム所管部局）について、機構・定員の要求を検討する。

(2) 行政課題の解決に向け、デジタル技術の活用が見込まれる部局の体制整備

公正取引委員会では、行政課題の解決に向け、デジタル技術の活用が見込まれる部局の体制の整備として、必要に応じて審査局システム担当部署等について、機構・定員の要求を検討する。

(3) 人材の拡充についての方針

現在、公正取引委員会内におけるデジタル改革に必要な IT・セキュリティ知識を有する人材については十分とはいえない状況にあることから、今後、以下の方針の下に人材を拡充させていくこととする。

採用については、新規採用した職員の中から、政府デジタル人材（IT・セキュリティに関する一定の専門性と、所掌事務に関する十分な知識・経験を有し、政策の企画立案部局や事業実施部局等における DX や、IT ガバナンス、情報システムの開発・運用、サイバーセキュリティ対策、BPR、データの利活用等に中核となって取り組む人材をいう。）候補として育成していくことを視野に採用活動を行う。

育成については、現在、IT・セキュリティ知識を有する人材が不足しているため、希望する職員等に、デジタル庁やNISCが行う政府デジタル人材育成、情報技術・情報リテラシー等の研修を受講させ、当該職員が、IT・セキュリティ知識を習得し、業務上の問題点を的確に把握し、課題に対応している場合には、人事評価において高評価を行うことで、当該知識を持った職員の能力向上と拡充を実現する。

一方、今後、政府デジタル人材となる者については、公正取引委員会職員として、独占禁止法等の運用や一般行政事務に係る業務経験も必要であることから、IT・セキュリティに関係する部署以外の独占禁止法等の運用や一般行政事務を行う部署を幅広く経験させる。

(4) 適切な処遇の確保

公正取引委員会は、政府デジタル人材に対する適切な処遇の確保のため、俸給の調整額について要求を検討する。

2. 有為な人材の確保

(1) 新卒採用、経験者採用

一般職として新規採用した職員の中から、政府デジタル人材候補を育成していくことを視野に入れ、採用時の面接等で IT・セキュリティに係る素養及び関係業務への意

向を確認することとする。

新卒採用により確保した人材については、OJT、出向、研修等を通じて所掌事務に関する知識・経験、IT・セキュリティに関する一定の専門性の付与、適正性の有無の判断等を行うものとする。

また、民間企業等における実務経験を有する人材を確保するため、必要に応じ中途採用していくこととする。

なお、採用に当たっては、公正取引委員会における一般行政事務への志望のみならず、デジタル改革に向けた取組への意欲やこれまでに経験した業務内容・保有する資格等を確認することとする。

中途採用により確保した人材については、OJT、出向、研修等を通じて IT・セキュリティに関する一定の専門性の付与に加え、研修や OJT を通じた一般行政事務に関する知識・経験の付与を行うものとする。

(2) 外部の高度専門人材の採用

公正取引委員会では、グリーン・デジタルなど、市場が急速に変化する分野を中心に実態調査を進めることとしているところ、デジタル分野の迅速な取引実態の把握のために、さらに、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和 6 年法律第 58 号）の実効的な運用のために、デジタル分野の高度専門人材をデジタルアナリスト（非常勤）として採用する。また、公正取引委員会のデジタルフォレンジック能力を向上させるため、フォレンジック調査の専門知識を持つ高度専門人材を随時採用する。

3. 政府デジタル人材育成支援プログラム

公正取引委員会では、独占禁止法等の運用を行っており、その普及啓発や情報収集のための公正取引委員会ホームページシステム、その事務処理のための公正取引委員会内ネットワーク（基幹 LAN システム）、独占禁止法違反事件調査において収集した電子データを管理するための審査情報解析システム等を有しており、これらのシステムの適切な運用・管理についての知識・経験を有する者が必要であることから、政府デジタル人材が受講すべき研修については、デジタル庁が実施する情報システム統一研修、NISC が主催する研修等を活用し、毎年数名程度の受講を目途にそれぞれ実施していくものとする。

出向等については、NISC 及びデジタル庁に職員を派遣することを目途に関係機関との調整等を行うものとする。また、行政官国内研究員制度を活用し、IT・セキュリティに関する高度な知識・技能の習得を希望する者がいる場合には IT・セキュリティ関係の大学院に派遣する。

なお、研修、出向等によって得られた知識・経験が業務の成果に結びついた場合は、人事評価等により、IT・セキュリティに関する能力やスキルの観点から適切に評価していく。

4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

(1) 全体的なキャリアパス像

公正取引委員会では、サイバーセキュリティ・情報化参事官の指揮監督の下、デジタル化を進めるとともに情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策に取り組む体制を整備するために必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する経験や知識・能力の習得の観点から、公正取引委員会採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

◆採用・係員（採用年から 6 年目頃まで）

IT・セキュリティに関する基礎的な知識・技能に関する研修を受講させる。

所属部署については、官房総務課（統括部局）、情報システム室又は審査局システム担当部署を一度以上経験させる。

◆係長クラス（6 年目頃から 18 年目頃まで）

上位者から要求された IT・セキュリティに関する作業が可能となる応用的知識・技能に関する研修を受講させる。

所属部署については、官房総務課（統括部局）、情報システム室又は審査局システム担当部署を一度以上経験させる。

また、NISC 又はデジタル庁への出向や、IT・セキュリティ系の大学院への派遣を経験させる。

◆課長補佐クラス（18 年目頃以降）

IT・セキュリティに関する高度な作業を独力で行うことができる専門的知識・技能に関する研修を受講させる。

所属部署については、官房総務課（統括部局）、情報システム室又は審査局システム担当部署を一度以上経験させる。

◆管理職

IT・セキュリティに関するプロジェクト創造・管理と下位者への指導・育成が可能となる高度な専門的知識・技能に関する研修を受講させる。

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

公正取引委員会において、情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する部署として職員の配属が想定される部署・役職等は次のとおりである。

① 情報システム及びセキュリティについて経験することが想定される課室と役職

i) 官房総務課情報システム室（基幹 LAN システム及び公正取引委員会ホームページシステム所管部局）

・ サイバーセキュリティ・情報化参事官

【機密性 2 情報】

- ・ 課長補佐
 - ・ 係長
 - ・ 係員
 - ii) 審査局システム担当部署
 - ・ 担当部署の管理職
 - ・ 課長補佐
 - ・ 係長
 - ・ 係員
- ② 行政課題の解決に向け、業務改革及びこれを踏まえたデジタル技術の活用が想定される課室と役職
- i) 官房総務課（統括部局）
 - ・ サイバーセキュリティ・情報化参事官
 - ・ 課長補佐
 - ・ 係長
 - ・ 係員
 - ii) 審査局システム担当部署
 - ・ 担当部署の管理職
 - ・ 課長補佐
 - ・ 係長
 - ・ 係員
- ③ 一般行政事務について、特に経験をさせたい部署の業務及び想定される課室と役職
- IT・デジタル技術を活用した審査・調査業務（独占禁止法等の違反事件審査関係業務、企業結合の審査業務、各種実態調査関係業務）

5. 幹部職員を含む一般職員の情報リテラシー向上

公正取引委員会では、幹部職員を含む一般行政職員のリテラシーを向上させるため、次の研修を実施する。

- 全職員向け研修
 - i) 情報セキュリティ強化月間 e ラーニング研修
 - ii) 一般職員向け e ラーニング研修

○ 階層別研修

以下に記載の階層別研修のほか、必要に応じ実施予定。

- i) 新規採用者を対象とした研修（係員級）
- ii) 総括業務新任者を対象とした研修（係長級）
- iii) 新任管理職を対象とした研修（管理職級）
- iv) 管理職を対象とした研修（管理職級）